

文学研究科史学専攻西洋史学分野  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、西洋史学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

- I. 学位の名称      博士（史学）    Ph.D. in History
  
- II. 学位申請の資格
  - \* 博士課程に3年以上在籍し、必要単位を満たし、文研委員の許可を得た後、課程博士論文を提出することができる。ただし、課程博士論文は、博士課程在籍6年以内に提出しなければならない。なお、留学期間は、この在籍年数に含まれない。
  - \* 原則として、既に3本の学術論文を学術雑誌に発表していること。しかも、このうち最低一本を、塾外のレフリー制のある学術雑誌に発表していること。
  
- III. 審査の種類
  - \* 第一次審査：学位請求論文の審査
  - \* 第二次審査：学位請求論文を中心としてこれに関連のある科目についての最終試験
  
- IV. 審査委員会の構成

審査委員の三人のうちに、必ず1名以上の塾外の専門家を含める。義塾の名誉教授および他学部・研究科の教員は塾外の審査委員とは見なさない。
  
- V. 審査対象としての博士学位請求論文
  1. 論文テーマの学術性

博士学位請求論文（以下論文）のテーマが本塾大学院文学研究科西洋史学分野の設置目的に符合しているか。つまり、ヨーロッパの歴史研究であること。
  
  2. 論文の新規性

学術研究において、目的、調査や研究の方法、得られたデータ、分析の視点、結論などに、これまでの先行研究とは異なる新しいものが存在するか。

### 3. 研究手続きの学術性

研究がその研究分野固有の方法に則って、当該分野において必要とされる史料・資料・データに直接触れ、そこから学問的に適切な解釈、分析を行うことができているか。

### 4. 研究分野の学説史の把握と批評

当該研究の学術的背景や先行研究の議論の流れを論理的に理解した上で、その問題点・疑問点・不足点を的確に把握しているか。なお、過去の研究を参考にしながらも、それを乗り越えて独自の新たな視点で研究を行うことができているか。

### 5. 先行研究の文献・史料・資料の参照

研究テーマに必要な研究文献・史料・資料（文字以外のもの、画像なども含む）を読みこなしているか。また、複数の外国語の文献・史料・資料が必要な学問分野においては、その原語の文献が十分に参照および活用されているか。

### 6. 論文の構成と形式

論文の構成は論理的か。必ず序論、本文、結論で構成されなければならない。章や節の論理的な連関は明確であるか。各章の内容のバランスがとれているか。また、文章表現が的確で、誤植・誤字・文法的な誤りなどが無い。課程博士論文は、単なる論文集ではない。あくまでも、論文全体がひとつの一貫したテーマを扱うモノグラフであること。基本的には、個別テーマを扱う3本の既発表論文を核とし、その前後に序と結論の章を置き、その個別研究を学説史やより広い歴史的コンテキストの中に位置づけ、その研究の歴史的・学問的意味を明らかにすること。

なお、博士論文の分量は、少なくとも400字詰め原稿用紙で400枚以上、500枚程度を目安とする（註を含む）。

書式は、A4用紙、1頁40字×30行、ワープロないしはパソコン、横書きとし、脚註形式にし、最後に「文献目録」をつける。

### 7. 文献の引用と註表記

担当指導教員の指導どおりに研究分野での学術的なルールに従った註の付け方や文献の表記を正しく行っているか。孫引きを行っていないか。註で文献を明記せずに、本文でその研究を引用していないか。引用とそうでない部分が明確に区別されているか。必ず巻末に参考文献目録を載せなければならない。

#### 8. 研究への取り組み

論文完成に至るまでの過程で、熱心かつ誠実に研究に取り組んでいたか。論文研究指導を十分に活用していたか。論文作成に至るまでのスケジュールを計画的に立て、着実に作業を進めていたか。

#### VI. 学位申請の手続き

博士論文は3部提出すること。その他の詳細は、『大学院履修案内』の「学位請求論文の提出について」の項を参照すること。